記入日	年	月	H

長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)借入申込みに係る 金利引下げ制度(ポイント制)利用申出書(令和4年10月以降借入申込受理分用)

(金融機関名)

株式会社LIXILホームファイナンス	御中	
	- '	

お申込人	(氏名)	
連帯債務者	(氏名)	

私(連帯債務者を含みます。)は、【フラット35】の借入れの申込みを行うにあたって、裏面の注意事項について了解の うえ、以下の金利引下げメニューを利用し、合計ポイント数に応じた金利引下げ制度の利用を申し出ます。

※①~③の3つのグループは、それぞれの金利引下げメニューからいずれか一つを選択することができます(利用申出のチェック欄に ☑ してください。)。金利引下げメニューは、他のグループの金利引下げメニューとの併用が可能です。

グループ	金利引下げメ	利用申出	ポイント数	金融機	関使用欄	
① 住宅性能 に関するメニュー ※いずれか一つを選択	【フラット35】S	ZEH		3		01
		金利Aプラン		2	優遇	02
		金利Bプラン		1		03
	【フラット35】リノベ ―	金利Aプラン		4	1	04
		金利Bプラン		2		05
	適用なし		0			

- ※【フラット35】S(金利Aプラン)の対象となる長期優良住宅の場合は、維持保全に関するメニューの「長期優良住宅」も併用が可能です。
- ※【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ*)を利用する場合は、以下のリフォーム工事費等を記載してください。

*【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)とは、中古住宅の購入と併せて一定の要件のリフォーム工事をいう。

リフォーム工事費	万円	うち借入希望額	万円	(消費税等を含む。リフォーム工事
				に要する諸費用は含めない。)

グループ	金利引下げメニュー		利用申出	ポイント数	金融機	関使用欄
② <u>維持保全</u> に関するメニュー		長期優良住宅				01
		予備認定マンション □ 管理計画認定マンション □ な心R住宅 □ インスペクション実施住宅 □				02
	【フラット35】		1	優遇	03	
	維持保全型			1	2	04
※いずれか一つを選択				05		
	既存住宅売買瑕疵保険付保住宅				06	
		適用なし		0		

※【フラット35】リノベを利用する場合は維持保全に関するメニューの利用はできません。

グループ	金利引下げメニュー	利用申出	ポイント数	金融機	関使用欄
	【フラット35】地方移住支援型		2	優	01
③ <u>地域連携</u>	【フラット35】地域連携型(子育て支援)		2	遇	02
に関する メニュー ※いずれか一つを選択	【フラット35】地域連携型(地域活性化)		1	3	03
	適用なし		0		

利用希望プランの①~③の合計ポイント数

合計ポイント数により下記の金利引下げが適用となります。

台計ポイント致により下記の金利引下げか週用となります。					
		金利引下げ内容			
	1	当初 5年間 年0.25%引下げ			
利用希望プランの 合計ポイント数	2	当初10年間 年0.25%引下げ			
	3	当初 5年間 年0.5%引下げ、6~10年目 年0.25%引下げ			
	4以上	当初10年間 年0.5%引下げ			

【金利引下げ制度ご利用にあたっての注意事項】

各金利引下げメニューの適用を受けるためには、【フラット35】の要件に加えて、次表に掲げる必要書類を金融機関へ提出する必要があります。

なお、金利引下げメニューを適用するための物件検査等の費用はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、適合証明機関(検査機関または適合証明技術者をいいます。以下同じです。) ごとに異なります。

申込内容の変更(工事費の増加に伴う借入額の増額等)があった場合は、ご融資の再審査が必要となります。また、再審査の結果ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

金利引下げメニュー	金融機関への提出書類	注意事項
【フラット3 5】S ZEH		
【フラット35】S		適合証明機関による物件検査を受け、金利引下げ メニューに応じた技術基準等に適合した「適合証明
【フラット35】 リノベ [※]	ては、金融機関へお問い合わせくだ さい。	書」を提出する必要があります。
【フラット35】 維持保全型		
【フラット3 5】 地域連携型	・【フラット 3 5 】 地域連携型 利用対象証明書	住宅金融支援機構と提携する地方公共団体がそれぞれに定める要件を満たし、当該地方公共団体から提出された「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を提出する必要があります。なお、地方公共団体が定める要件については、地方公共団体までお問い合わせください。
【フラット35】 地方移住支援型	・移住支援金の 交付決定通知書	地方公共団体がそれぞれに定める要件を満たし、当該地方公共団体から提出された「移住支援金の交付通知書」を提出する必要があります。 なお、地方公共団体が定める要件については、地方公共団体までお問い合わせください。

※【フラット35】リノベを利用する場合の注意事項

- ① 【フラット35】リノベ(金利Aプラン又はBプラン)の技術基準及びリフォーム工事費の要件に適合していないと【フラット35】リノベの金利引下げは適用されません。なお、リフォーム工事費の要件は【フラット35】リノベ(金利Aプラン)の場合は300万円以上、【フラット35】リノベ(金利Bプラン)の場合は200万円以上となります。
- ② 適用を希望する【フラット35】リノベの技術基準により、原則として工事前に1回、工事後に1回、計2回の物件検査が必要で、リフォーム工事を実施する全ての工事箇所について、リフォーム工事前、工事中及び工事後の写真を適合証明機関に提出する必要があります。
- ③【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)の融資金利の決定時期は、中古住宅購入時(金融機関によるつなぎ融資資金実行時)ではなく、リフォーム工事完了後の【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)の資金実行時です。